

## 貸金業者情報検索サービスとは

貸金業者は、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局・都道府県の登録を受けなければなりませんが、無登録のヤミ金融業者はモバイル端末やダイレクトメール等を利用して広範囲に活動しており、法外な高金利要求や悪質な取立てによる被害は全国的な広がりを見せていました。このような状況を踏まえ、無登録業者からの借入防止という資金需要者保護の観点から、金融庁ホームページにおいて、全国の登録貸金業者の情報をインターネット上で検索できるシステムを構築し、平成十五年五月二十九日に運用を開始しています。

## ご利用にあたって

本サービスで検索したい業者名等を入力し、登録されている貸金業者に該当した場合には、□商号・名称、法人・個人の別、□登録先、登録番号、登録日、□代表者氏名、□本店の所在地・郵便番号・電話番号、□行政処分（業務停止）中の貸金業者については、その開始日と終了日、といった情報の全

●検索された情報は、各財務局・都道府県が紹介されます。

### 各財務局長登録の貸金業者に関するお問い合わせ先

[http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/kensaku\\_toi1.html](http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/kensaku_toi1.html)

### 各都道府県知事登録の貸金業者に関するお問い合わせ先

[http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/kensaku\\_toi2.html](http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/kensaku_toi2.html)

## 検索サービス機能追加について

平成十六年一月一日に無登録業者等のヤミ金融業者による被害が社会問題化したことを受け、改正貸金業規制法が全面施行されました。この改正法では、貸金業者が貸付条件の広告等を行う際に、表示等をする営業所等の連絡先（広告用電話番号）については、貸金業者登録簿に登録されたもの以外は、表示等を行うことを禁止しています。この改正法をうけ、現在金融庁においては、□資金需要者が広告等に記載されている広告用電話番号について、貸金業者登録簿に登録されている電話番

府県がデータの更新処理を行った時点のものであり、照会日現在のものではありません。  
●このサービスで検索されない貸金業者は、各財務局・都道府県がデータ更新処理後に新規登録を行ったか、「貸金業の規制等に関する法律」に基づく登録を行っていない無登録業者（いわゆるヤミ金融）である可能性があります。

●最新の情報やご不明な点は、登録番号欄に記載されている各財務局・都道府県にお問い合わせください。

## 貸金業者情報検索サービス

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

# 「貸金業者情報検索サービス」について

お問い合わせ先  
沖縄総合事務局  
金融監督課  
098-862-1944